

1. 平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

先に書面にて承認を受けました、上記の補助事業の申請を行ったところ、関東運輸局より、補助交付が決定いたしましたので、ここに報告いたします。

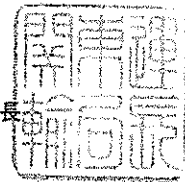


様式第 5-2 (日本工業規格 A 列 4 番)

関企交第 12 号
平成 24 年 5 月 31 日

二宮町地域公共交通活性化協議会 御中

関東運輸局長



平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

平成 24 年 5 月 23 日付け第 1 号で申請のあった「平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業)」の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業

地域公共交通調査事業

2. 補助対象経費及び補助金額額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金 6,447,000 円	} (内訳別紙)
補助金の額	金 6,447,000 円	

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。